

税の軽減効果が
最大9割!



箕面市の未来をひらく! 応援! 企業版ふるさと納税を 募集しています

企業版ふるさと納税とは?

企業のみなさまが寄附を通じて、自治体の地方創生プロジェクトへの取組を応援してくださった場合に税制上の優遇措置を受けることができる制度です。



メリット
1

実質負担約1割!最大で寄附額の約9割に相当する税額が軽減されます!

制度の大幅な見直しにより、税額控除がさらに3割拡充されることから、従来の企業負担約4割から約1割負担で寄附が可能となり、より活用しやすい制度になりました。

例えば...

企業版ふるさと納税を活用し、100万円寄附をすると、法人関係税において約90万円の税が軽減され、実質約10万円で社会貢献することが出来ます!

税の軽減効果
約90万円

実質負担
約10万円

軽減効果最大約9割

損金算入による軽減効果 国税+地方税	①法人住民税+②法人税	③法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割

通常の寄附* ← → 企業版ふるさと納税を活用した寄附
*企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの
特例措置

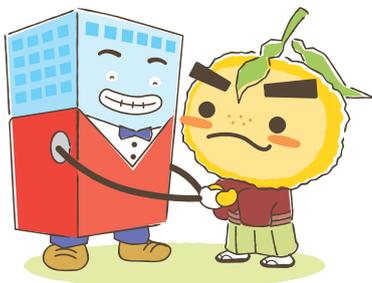
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割が限度(法人税額の5%以上が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

メリット
2

地方創生・社会貢献に取り組む企業としてSDGsの達成など、イメージアップの効果や地方自治体との新たなビジネスチャンスの可能性が広がります。

- ◆市公式ホームページで企業名等をご紹介させていただきます。
- ◆箕面市長から感謝状を贈呈させていただきます。 ※ご希望により公表しないこともできます。

寄附のお申込み方法や地方創生の取組みについての詳細は裏面をご確認ください。



企業版ふるさと納税

箕面市が取り組んでいる 主な地方創生プロジェクトのご紹介

(令和7年度)

01 新たな価値を産み出す成長産業を創出する

今後、人口減少・高齢化などに伴い市場も大きく変化していくことが予想される中、既存の商業の発展のみならず、新たな価値を生み出す産業の集積を図ると同時に、創業を促すことで、強い産業基盤の創出、市内産業の活性化を図ります。

また、地域に根ざした産業として農業等の発展を図りながら、箕面の大きな魅力である「みどり」を守り育み、「みどりあふれるまち」を目指します。

例：創業支援事業、桜の植樹

創業したい 創業まもない
あなたを全力サポート!

**みのおゼロイチ
応援プロジェクト**

02 箕面へ大きなひとの流れを生み出す

魅力あるまちづくりを進め、住宅都市としての「箕面ブランド」の価値向上を図ると同時に、強力にPRしていくことで市内外の「箕面に住みたい・住み続けたい」機運の醸成を目指します。

また、自然や歴史・文化などの箕面の魅力を市内外・国内外問わず発信し、箕面をより多くの人に知ってもらい、箕面に興味をもって関わる関係人口・交流人口の増加を目指します。

例：箕面駅前活性化(新みのおサンブラザ)、桜井駅南口整備、アートプロジェクト



03 安心して子育てができ、 子どもがのびのびと育つまちをつくる

まち全体で、安心して子どもを育てることのできるまち、子どもがのびのびと育つことのできるまちを目指します。

また、全ての子どもが幸福に暮らせるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携するとともに、大人と子どもが互いに教え学びあい、ともに育つまちづくりを進めます。

例：見守りおむつ定期便、不妊治療補助、スクールロイヤー配置



04 地域が連携し、だれもが安全・安心に いきいきと暮らせるまちをつくる

自治会を中心とした地域コミュニティを軸に、だれもが安全・安心に、いきいきと暮らせるまちを目指します。ハード・ソフト両面の対策を進め、より災害・犯罪に強いまちを目指します。

また、高齢者から子どもまで、病気の予防と健康づくりに関心を持ち、加えて、多世代交流や障害者が働く事業所への地域支援を促進するなど、市民全員がいきいきと元気に活動ができるまちを目指します。

例：新市立病院整備事業、通学路等防犯カメラ更新



寄附のお申込み

オンラインで
お申込みいただけます →



注意事項

- ①箕面市内に本社を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人が対象となります。
- ②1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ③寄附を行うことへの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています（「寄附の見返りとして補助金を受け取る」、「有利な利率で貸付をしてもらう」など）。

詳しくは
コチラ



お問い合わせ 箕面市役所 地域創造部 箕面営業室 〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

☎072・724・6905

✉ eigyou@maple.city.minoh.lg.jp